

## 教育委員会会議 平成27年1月定例会 会議録

日 時	平成27年1月27日 (火) 14:00 開会                      15:20 閉会	会 場	教育委員会室
出席委員	森 尚美      真木 源      長江 真理子      寺元 貴幸	田村 芳倫	
出席職員	和田学校教育部長      松尾生涯学習部長      忠政こども保健部長		
	戸田学校教育部企画調整官(兼)教育総務課長   明楽生涯学習部企画調整官		
	分部学校教育部次長(兼)学校施設課長      内海生涯学習部次長(兼)スポーツ課長		
	織田こども保健部次長(兼)こども課長      松本学校教育課長		
	尾高保健給食課長      峪川生涯学習課長      大倉図書館長		
	谷口文化課長      尾島津山市史編さん室長      仁木教育総務課主査		
	芦田教育総務課主査		
議 事	案 件	担 当 課	
1.開 会			
2.委員長あいさつ			
3.会議録署名者 について			
4.前会会議録の 承認			
5.教育長等の 報告			
6.議 事	(1)議案、は非公開へ、最後に審議。		
(1)議 案	津山市立学校管理規則の一部を改正する規則について 津山市社会教育委員の委嘱及び解嘱について 津山市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について 津山市立幼稚園規則の一部を改正する規則について	(学校教育課) (生涯学習課) (生涯学習課) (こども課)	
(2)報 告	平成26年度卒業式・平成27年度入学式出席予定者について 平成27年度津山市小中学校行事予定について 清泉公民館整備検討委員会委員の委嘱及び解嘱について 津山市子ども・子育て支援事業計画(案)について 津山市立教育・保育施設再構築計画について	(学校教育課) (学校教育課) (生涯学習課) (こども課) (こども課)	
7.その他			
(1)各課からの お知らせ	第65回津山市成人を祝う会について	(生涯学習課)	
(2)次回定例会の 開催について	津山市教育委員会会議2月定例会の日程について 平成27年2月26日(木)午後1時30分から		
(3)その他			
8.閉会			

傍聴者 0名

# 教育委員会会議 平成 27 年 1 月定例会 会議録

( 14 : 00 )

## 1. 開 会

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条 2 項の規定による。

## 4. 前会議録の承認

全員賛成（新任教育委員は除く）

## 非公開事案の採決

議事の前に、6. 議事(1)議案、は津山市教育委員会会議規則第 13 条第 4 項の規定に該当するとして、以上 2 件の非公開を全員一致で可決承認。

## 5. 教育長等の報告

今回は該当なし

## 6. 議事

### (1) 議案

#### 津山市社会教育委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明

社会教育法第 15 条及び津山市社会教育委員条例第 2 条に基づき、津山市社会教育委員 2 名を解嘱し、2 名を委嘱する。12 月市議会において長江社会教育委員及び寺元社会教育委員が教育委員に選任されたことに伴い解嘱するもので、解嘱年月日は平成 26 年 12 月 25 日。新たに津山市 P T A 連合会及び津山市文化連盟からの選出により各 1 名を委嘱する。委嘱期間は前委員の残任期間の平成 26 年 12 月 26 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。

全員の挙手により原案どおり可決承認

#### 津山市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明

社会教育法第 29 条及び津山市公民館条例第 4 条に基づき、津山市公民館運営審議会委員 1 名を解嘱し、1 名を委嘱する。12 月市議会において長江公民館運営審議会委員が教育委員に選任されたことに伴い解嘱するもので、解嘱年月日は平成 26 年 12 月 25 日。新たに選出団体の社会教育委員枠より 1 名を委嘱し、委嘱期間を前委員の残任期間の平成 26 年 12 月 26 日から平成 28 年 3 月 31 日とするもの。

全員の挙手により原案どおり可決承認

### (2) 報告

#### 平成 26 年度卒業式・平成 27 年度入学式出席予定者について（学校教育課）

概要説明

平成 26 年度の卒業証書授与式は、小学校が 3 月 20 日(金)、中学校が 3 月 17 日(火)、平成 27 年度入学式は、小学校が 4 月 8 日(水)、中学校が 4 月 9 日(木)。教育委員会からの出席者は、本日 1 月 27 日現在の出席予定者として、資料のとおりとなっているのでよろしくお願ひします。

#### 平成 26 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果について（学校教育課）

概要説明

本日 1 月 27 日現在での平成 27 年度津山市小・中学校の主な行事予定については、資料 P 19 のとおり。2 学期の始業式及び中学校の卒業式以外は確定した月日となっている。

## 清泉公民館整備検討委員会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

### 概要説明

清泉公民館整備検討委員会は、清泉公民館の建て替え事業にあたり、地区住民代表及び行政職員とで整備内容を協働により検討するため設置しているもの。清泉公民館整備検討委員会設置要領第3条及び第4条に基づき、清泉公民館整備検討委員会委員2名を解嘱し、2名を委嘱したので報告する。2名の解嘱は、対象地区町内会の役員改選によるもので、解嘱年月日は平成27年1月10日及び1月18日。2名の委嘱期間は平成27年1月11日及び1月19日から当該所掌事務が終了する時までとする。

## 津山市子ども・子育て支援事業計画(案)について（こども課）

「津山市子ども・子育て支援事業計画」は、4月からの「子ども・子育て支援新制度」施行にあたって、国が制定した「子ども・子育て支援法（これ以降、法、という。）」において、全国の市町村に策定が義務付けられている法定計画である。このほど「津山市子ども・子育て審議会」の意見も踏まえて原案が固まったので、この内容で策定・公表することについて報告をするもの。

計画（案）のP2のとおり、この計画は「法」に基づく計画として策定するが、「津山市子育て支援行動計画」の後継計画である、次世代育成支援対策推進法に基づく任意の計画として、また、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく任意の計画としての「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」としての性格という、3つの性格を有している。

計画（案）P3のとおり、津山市では、平成8年度からの津山市エンゼルプラン以降、子ども・子育ての関連計画を定めてきていたが、国が、平成17年度から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体や一定規模以上の事業主に対して、子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組を「行動計画」として策定することを義務付けたことにより、津山市でも、平成17年度から21年度、平成22年度から平成26年度の各5年間で、前期、後期の行動計画を定めて事業を実施してきた。この度、この「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長され、行動計画の策定については、努力義務となったが、津山市としては、この度定める計画を「津山市子育て支援行動計画」の後継計画としても位置付けるもの。

また、併せて、平成26年10月に改正された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて地方公共団体での策定が努力義務とされている母子家庭等及び寡婦の自立促進計画である「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」を含むこととするもの。

「これまでの経過」は、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、「津山市子ども・子育て審議会」を平成25年7月に設置し、以降、本計画の策定に向けてこれまで8回の審議会を開催してきた。策定にあたっては、平成25年10月に、子ども・子育てに関する市民実態調査、いわゆるニーズ調査を実施し、そのニーズを充足するための提供体制を審議してきた。

昨年12月に開催した第8回審議会において、計画（案）が承認されたので、本日報告事案として提出したもの。計画の内容については目次のとおり、第1章から第6章までと、資料編で構成している。さきほど説明したこの計画の3つの性格という面から言うと、第4章が、現計画の後継計画としての子育て支援行動計画の部分、第5章の1から5が、新制度に向けて策定する部分、6が「ひとり親家庭等自立促進計画」の部分になる。

P1第1章はさきほど説明した計画の背景や役割などの基本的性格、P6第2章は津山市の子ども・子育てに関する現状、P13からP15は現計画である「子育て支援行動計画（後期計画）」の総括と達成状況、P19からは子育て支援施策に対する保護者の評価等を掲載している。

P21第3章からは本計画の概要として、基本理念と3つの基本目標を定めている。基本理念は、「子どもの笑顔があふれるまち」、3つの基本目標は、子どもの育ち、子育て家庭、地域力づくりの3つの観点からそれぞれ定めている。そして、その基本目標ごとに、P27に施策の体系を定めている。

続く第4章は、まず、その体系ごとに基本的施策と143の関連事業をP47まで記載している。そしてP48からP49には評価指標として、多くの事業の中で目標の達成に資する度合いが高く、毎年度実績を把握できるものを記載している。これは、次世代育成の観点から津山市で独自で掲げているものである。

次に、P50第5章からは「法」に基づき策定が義務付けられている部分である。計画では、教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量、いわゆる量の見込みに対する提供体制（確保方策）を整えることとされている。それらを定める単位として、まず提供区域を設定し、その区域ごとに計画を定めることとなっており、津山市としては、区域として、津山、加茂・阿波、勝北、久米の4つの区域に分けている。P52からは、その4つの区域ごとの、5年間の量の見込みと確保方策を記載している。

P52からP55までが、幼稚園、保育園等の量の見込みと提供体制である。P54ページ上段は津山地区の保育園部分の内容になるが、平成27年度から平成30年度まで、が出ているとおり提供体制が不足

する状況が続くと見込まれている。この間、定員を増加させる園がある反面、ニーズ量としては減少傾向が見込まれており、最終年度の平成 31 年度以降は定員がニーズを上回る状況になるものと想定される。また、幼稚園、保育園には学区が無いため 4 つの区域を越えての利用も可能であり期間中の受け入れに支障はない。

現在、幼稚園の再構築について検討中であり、今後、確保方策について修正がはいる予定である。次の P56 からは、「地域子ども・子育て支援事業」について記載している。(1)利用者支援事業から、P64(11)放課後児童クラブまで、それぞれ区域ごとの状況を記載している。この中で特徴的なものとしては、P64 に記載している、「病児・病後児保育事業」と、「放課後児童クラブ」が、現在の利用状況に比べてニーズが高くなっていること。いずれも、保護者の就労状況の変化に伴うものと認識しており、拡充が必要と考えている。次に P66 から P67 の項目 4 だが、第 5 章の最初からここまでが、子ども・子育て支援法による必須記載事項となっている。この項目 4 については「認定こども園の普及に係る基本的な考え方」等 3 項目がある。次の P68 から P69 ページの項目 5 は、「法」で、特に任意記載事項として挙げられた 3 点について記載している。育休明け等における保育園等の円滑な利用の確保や、施策等の実施における県との連携、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを記載している。

次の P70 から P72 の項目 6 は、先に述べた「ひとり親家庭等自立促進計画」の部分で、就労支援や生活支援、相談体制の充実や経済的支援について施策の方針を述べている。

P73 第 6 章は、計画の推進体制、P74 以降は資料編となっており、人口推計や就学前教育・保育等の実施状況等、市民実態調査の結果の概要、関係条例・規則や審議会委員等を記載している。

計画書の説明としては以上だが、担当部局の方針としては最初にご説明したとおり、この「津山市子ども・子育て支援事業計画」を原案のとおり平成 27 年 3 月に策定・公表したいと考えている。そのため、現在、2 月 19 日までの期間でパブリックコメントを実施しており、結果を取りまとめた後、最終的に審議会でご承認いただき、策定という運びにしたいと考えている。

#### **津山市立教育・保育施設再構築計画について（こども課）**

津山市立教育・保育施設再構築計画の進捗状況についてご報告するもの。新しい委員もおられるので、最初からの概略も含めてご報告する。

近年、少子化や核家族化、保護者の就労形態の変化などに伴って、公立幼稚園の園児数が減少しており、平成 16 年度には 552 人だった園児数が、今年度は 325 人と、この 10 年間で 227 人もの大幅な減少となっている。

このため、平成 22 年 3 月に、適正配置や再編案等を定めた津山市立公立幼稚園将来計画を策定し、その計画に沿って再編をすすめるとしていたが、同時期に国が、子ども・子育て施策に関する大幅な制度改正に着手したため、この将来計画の実施を一時休止せざるを得なくなった。

その後、新制度についての法制化がなされ、来年度から新制度が本格実施されることとなったため、従来の将来計画を検証し、新制度の趣旨も踏まえて再構築計画の策定作業に入っている。手法としては、まず基本方針を定め、その基本方針に基づいて、具体的な実施計画を策定するため、基本方針については、昨年 11 月に策定している。その概要については、お配りしている資料にあるように、基本理念や、公立幼稚園の役割を整理したうえで、適正規模については 1 学年 2 学級とし、4、5 歳については 1 クラス 20 人～30 人、また、再構築後は新たに 3 歳児保育を実施することとし、1 クラス 15 人～20 人としている。

区域と定員については、さきほど説明した「子ども・子育て支援事業計画」の考えに沿って、津山、加茂・阿波、勝北、久米の 4 つの区域ごとに量の見込みに基づいて、私立幼稚園、保育園の定員を踏まえて、提供体制を整える。つまり、左側の適正規模イメージの園が、それぞれの区域にどの程度必要かということになるが、配置については、現在の公立幼稚園について、一度全園廃止を前提として、組み立てたいと考えている。何園かをどこかの園に集約していった全体を再編するという手法ではなく、一度すべて白紙に戻し、リセットして組み立て直すという手法である。もちろん手続き上のことで、園自体は切れ目なくつながっていくもの。そして、施設形態等については、適正規模イメージの園を実施するための施設整備を検討したり、必要に応じて通園手段等の検討も行う。また、区域ごとの幼稚園のニーズの状況によっては、適正規模のイメージ 1 園にも満たないような場合には必要性に応じて、認定こども園を検討するとしている。

この基本方針に基づき、12 月 3 日及び 1 月 22 日に検討委員会を開催し、具体的な実施計画の検討を行っていただいた。その状況としては、1 月 24 日の新聞報道にもあったように、津山地区では 2 園の新設、勝北・久米地区はそれぞれ保育園を認定こども園に、そして加茂・阿波地区では、民間の保育園とも協議しながら認定こども園化等の方針をいただいている。

今後の流れは、基本方針の策定時と同じく、資料P24の再構築計画策定の組織体制により、2月中旬に開催予定の検討委員会で、最終案をまとめていただく。その後、一度津山市が受け取り、「津山市子ども・子育て審議会」に諮問し、答申をいただいた後、3月の教育委員会に付議する予定としているので、どうぞよろしく申し上げます。

---

(非公開)  
削除

---

## 7. その他

### (1) 各課からのお知らせ

#### 第65回津山市成人を祝う会（生涯学習課）

##### 概要説明

第65回津山市成人を祝う会の実施報告を行う。教育委員の皆様にはご出席いただきありがとうございました。平成27年1月11日(日)に午後1時から1時30分まで津山文化センターにおいて式典を行った。対象者は平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの方で、住民票上の対象者1,053名に対して855名の参加があり、近年では一番参加率が高かった。実行委員会は美作大学、津山工業高等専門学校の各校3名の成人対象者から構成され、式典が執り行われた。

### (2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議2月定例会を、平成27年2月26日(木)午後1時30分から開催。  
全員賛成により決定。

### (3) その他

なし

## 8. 閉会

(15:20)